四　金融危機対応会議の庶務に関すること。
五　預金保険法の規定に基づく金融整理管財人による管理、金融危機への対応及び金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置に関すること。
六　農水産業協同組合貯金保険法の規定に基づく管理人による管理及び金融危機への対応に関すること。

9　信用機構対応室に、室長を置く。
10　［略］
11　主任金融情報分析官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち監督事務に関する情報の収集及び分析に関する事務の総括に関する事務に従事し、並びに金融情報分析官の行う事務を整理する。
12　金融情報分析官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち監督事務に関する情報の収集及び分析に関する事務の総括に関する事務に従事する。
13　事業再生支援管理官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち金融庁の所掌に属する中小企業者その他の事業者の事業の再生の支援に関する事務の総括に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。
14　［略］
（監督企画官等）
第十一条　［略］
2　［略］
3　統括モニタリング管理官は、命を受けて、銀行第一課の所掌事務のうち次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事務を整理する。
［一・二　略］
三　令第二十条第一項第一号イに掲げる者の子会社等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務
四　令第二十条第一項第一号ハに掲げる者の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務
4　銀行監督専門官は、命を受けて、銀行第一課の所掌事務のうち銀行業を営む者の経営管理及びリスクの管理に関する専門的事項に係る事務に従事する。
5　銀行業務危機管理専門官は、命を受けて、銀行第一課の所掌事務のうち銀行業を営む者の危機管理に関する専門的事項に係る事務に従事する。
（地域金融生産性向上支援室等及び地域銀行調整官）
第十二条　銀行第二課に、地域金融生産性向上支援室及び協同組織金融室並びに地域銀行調整官一人を置く。
2　地域金融生産性向上支援室は、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。
3　地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。
4　協同組織金融室は、銀行第二課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。
一　信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
へ　資金移動業を営む者
ト　仮想通貨交換業を行う者
チ　認定資金決済事業者協会
二　商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第四号に掲げる者をいう。）の届出の受理及び実態調査に関すること。
三　電子記録債権の電子記録に関すること。

11　金融会社室に、室長を置く。
12　［同上］
13　主任金融情報分析官は、命を受けて、金融システムに係るリスクに関連する情報の収集及び分析に関する事務に従事し、並びに金融情報分析官の行う事務を整理する。
14　金融情報分析官は、命を受けて、金融システムに係るリスクに関連する情報の収集及び分析に関する事務に従事する。
15　事業再生支援管理官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち金融機関が行う事業再生支援に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。
16　［同上］
（監督企画官等）
第八条の二　［同上］
2　［同上］
3　［同上］

［一・二　同上］
三　令第二十条第一項第一号イに掲げる者及びその子会社等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務
四　令第二十条第一項第一号ハに掲げる者及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務
4　銀行監督専門官は、命を受けて、銀行第一課の所掌事務のうち銀行業を営む者の経営管理及びリスクの管理に関する専門的事項に従事する。
5　銀行業務危機管理専門官は、命を受けて、銀行第一課の所掌事務のうち銀行業を営む者の危機管理に関する専門的事項に従事する。
（地域銀行調整官）
第九条　銀行第二課に、地域銀行調整官一人を置く。

［項を加える。］
［項を加える。］
［項を加える。］